

石狩市公害防止条例施行規則の改正について

I. 改正理由

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号）、水質汚濁防止法施工規則の一部を改正する省令（平成24年環境省令第14号）及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成24年環境省令第15号）が施行されることに伴い、石狩市公害防止条例施行規則（昭和48年規則第4号）に定める汚水等に係る有害物質及び排水基準を、今後は改正された省令に準拠することとし、同規則の一部を改正する。

II. 改正内容

省令の一部改正（本年5月25日施行分）関係

- ・規則第5条第1項第15号のシスー1・2-ジクロロエチレンを1・2-ジクロロエチレンに改める。（トランスー1・2-ジクロロエチレンが追加されたが、すでにシスー1・2-ジクロロエチレンが規定されていることから両物質を合わせて1・2-ジクロロエチレンとして規定した）
- ・規則第5条第1項第27号に塩化ビニルモノマーを追加する。
- ・規則第5条第1項第28号に1・4-ジオキサンを追加する。
- ・規則別表第2第2項第1号の表中、シスー1・2-ジクロロエチレンを1・2-ジクロロエチレンに改める。
- ・規則別表第2第2項第1号の表に1・4-ジオキサンを追加し、排出許容限度を1リットルにつき0.5ミリグラムとする。

III. 新旧対照表

改 正 前	改 正 後																				
<p>第5条 条例第2条第8項第1号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) <u>シスー1・2-ジクロロエチレン</u></p> <p>(16)～(26) 略</p> <p>別表第2（第7条関係）</p> <p>規制基準</p> <p>1 略</p> <p>2 汚水等に係る排出基準</p> <p>工場等において排出する汚水等の汚染状態に係る項目の許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 人の健康の保護に係る項目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">有害物質</th> <th style="text-align: center;">許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>シスー1・2-ジクロロエチレン</u></td> <td style="text-align: center;">1リットルにつき0.4ミリグラム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	有害物質	許容限度	略		<u>シスー1・2-ジクロロエチレン</u>	1リットルにつき0.4ミリグラム	略				<p>第5条 略</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) <u>1・2-ジクロロエチレン</u></p> <p>(16)～(26) 略</p> <p><u>(27) 塩化ビニルモノマー</u></p> <p><u>(28) 1・4-ジオキサン</u></p> <p>別表第2（第7条関係）</p> <p>規制基準</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 人の健康の保護に係る項目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">有害物質</th> <th style="text-align: center;">許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1・2-ジクロロエチレン</u></td> <td style="text-align: center;">1リットルにつき0.4ミリグラム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1・4-ジオキサン</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1リットルにつき0.5ミリグラム</u></td> </tr> </tbody> </table>	有害物質	許容限度	略		<u>1・2-ジクロロエチレン</u>	1リットルにつき0.4ミリグラム	略		<u>1・4-ジオキサン</u>	<u>1リットルにつき0.5ミリグラム</u>
有害物質	許容限度																				
略																					
<u>シスー1・2-ジクロロエチレン</u>	1リットルにつき0.4ミリグラム																				
略																					
有害物質	許容限度																				
略																					
<u>1・2-ジクロロエチレン</u>	1リットルにつき0.4ミリグラム																				
略																					
<u>1・4-ジオキサン</u>	<u>1リットルにつき0.5ミリグラム</u>																				

備考 略	備考 略
(2) 略	(2) 略
3 略	3 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	

参考

◎ 石狩市公害防止条例（関係部分抜粋）

（規制基準の設定）

第15条 略

2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、あらかじめ、石狩市環境基本条例（平成12年条例第49号）第36条第1項に規定する石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

◎ 石狩市公害防止条例施行規則（関係部分抜粋）

（汚水等に係る有害物質）

第5条 条例第2条第8項第1号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 六価クロム化合物
- (6) 砒素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリクロリネイテットビフェニル（別名P C B）
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1・2—ジクロロエタン
- (14) 1・1—ジクロロエチレン
- (15) シス—1・2—ジクロロエチレン
- (16) 1・1・1—トリクロロエタン
- (17) 1・1・2—トリクロロエタン
- (18) 1・3—ジクロロプロペン
- (19) チウラム
- (20) シマジン
- (21) チオベンカルブ
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

（規制基準）

第7条 条例第15条第1項第1号の規則で定める許容限度は、別表第2に掲げるとおりとする。

別表第2（第7条関係）

2 汚水等に係る排出基準

工場等において排出する汚水等の汚染状態に係る項目の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(1) 人の健康の保護に係る項目

有害物質	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機磷化合物（パラチオン・メチルパラチオン・メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
P C B	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1・2—ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1・1—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.2ミリグラム
シス—1・2—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1・1・1—トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1・1・2—トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1・3—ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
備考	有害物質の検定方法は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境大臣が定める方法によるものとし、「検出されないこと」とは同告示に定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

